

「退職代行」という話を聞いたことがあるでしょうか。通常、社員側から自己都合で退職する場合、会社に退職の意思表示をして、合意した（場合によっては一方的に）退職日をもって退職することになりますが、これら一連の行為を本人に代わって、代行業者が行うものです。

流れとしては、突然出社しなくなり、本人と連絡が取れなくなる。数日後に会社宛てに「退職代行」から本人の依頼を受けた旨、退職日、今後の連絡先、その他退職にあたっての手続き関係が記載された文書が会社へ届きます。

当所では、数年前に関与先の会社から報告を受け、初めて知りました。当時は、「退職代行業者」を名乗るところから通知で、間もなくマスコミでも報道されるようになりました。ここ最近では、いわゆる「業者」に代わって「弁護士事務所」から来るのがほとんどのようです。「業者」との違いは、「業者」が依頼者の退職が速やかに行われることを目的としているのに対して、「弁護士事務所」は、未払い残業などの労働債権を求めるところを目的にしているところです。

従いまして、「弁護士事務所」から退職代行の通知を受け取ると、かなりの確率で、同じ「弁護士事務所」から未払い残業などの請求通知が届くようです。この場合、依頼者である社員は、事前に「弁護士事務所」に相談し、前もってタイムカードや給与明細などを見てもらい、労働債権があることを確認しているわけです。

この「弁護士事務所」ですが、多くが、全国展開のCMで有名な「弁護士事務所」だったりします。CMでは、過払い金やB型肝炎といったものを扱っていましたが、これら案件が少なくなり、かわりに労働債権に力を入れ始めているようです。地元宮城でも仙台に拠点事務所を置いている全国展開の「弁護士事務所」からこの手の案件で通知を受けることが多くなっているようです。

賃金請求の時効が2年から3年となり、今後ますます増えることが予想される事案だけに、とりわけ労働時間管理は、労務管理上もっとも注意が必要になってくる案件であると考えています。

社会保険労務士 鈴木隆彦

当所からのお知らせ



1. 社会保険（健康・厚生年金）の算定基礎届の時期となりました。

令和5年度の算定基礎届の提出期限は **7月10日（月曜）** です。

4月・5月・6月支払い給与（出勤日数が17日以上、パート労働者は15日以上）の総支給額の平均で報酬月額が決定されます。

※残業や特別手当等も含んでの計算となりますので、ご注意ください。

※算定調査は実施されませんが、年間を通して調査を行うため、対象の事業所には事前に書面にて案内が郵送されます。届きましたら当所までお知らせください。

2. 令和5年度労働保険年度更新について

労働保険料申告受付が6月1日から開始されました。

昨年4月分～今年3月分の給与を基に保険料が算定されます。

労働保険料の納付期限は以下の通りとなっております。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	令和5年7月10日	令和5年10月31日	令和6年1月31日
口座振替納付日	令和5年9月6日	令和5年11月14日	令和6年2月14日

3. 賞与支払届を忘れずに提出して下さい

夏季賞与の時期となっております。社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入されている事業所様におきまして被保険者に賞与を支払った場合には、賞与支払届と賞与支払届総括表を年金事務所に提出しなければなりません。

年金事務所よりお手元に賞与支払届が届きましたら当所までお知らせください。

出産育児一時金の引き上げ、健康・厚生年金保険料免除について

政府管掌の健康保険（協会けんぽ）や厚生年金保険に加入している事業所の場合、被保険者の出産や育児休業に伴い一時金や保険料免除の制度がございます。



1. 出産育児一時金の引き上げについて

健康保険法施行令の改正（令和5年4月1日施行）により、令和5年4月1日出産分から、**出産育児一時金が50万円**（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合や妊娠週数22週未満で出産された場合の出産育児一時金は48.8万円）に引き上げられました。

2. 産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）について、健康・厚生年金保険の保険料は被保険者・事業主の両方の負担が免除されます。

3. 育児休業等期間中の保険料免除

育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等期間について、健康・厚生年金保険の保険料は、被保険者・事業主の両方の負担が免除されます。

※2と3どちらも被保険者が産前産後休業期間中または、育児休業の期間中に事業主が年金事務所に申し出るにより被保険者・事業主の両方の負担が免除されます。免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

申請にあたっては様々なケースがございますのでお早めにご相談ください

未払賃金が請求できる期間などが延長されます

1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長

賃金請求権の消滅時効期間を5年（これまでは2年）に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。

※退職金請求権（現行5年）などの消滅時効期間に変更はありません。

2. 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

賃金台帳などの記録の保存期間を5年に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。
※併せて、記録の保存期間の起算日を明確化しました。

3. 付加金の請求期間の延長

付加金を請求できる期間を5年（これまでは2年）に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。

この改正は、令和2年（2020年）4月1日以降に支払われる賃金に適用され、全ての労働者が対象となります。